平成２６年（フ）第８８号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目１番６－104号グリーンタウン松ヶ丘、破産手続開始決定時の住所埼玉県朝霞市本町２丁目１番18号
破産者　宮原　和子
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２３０３号
札幌市白石区菊水元町６条３丁目６番32号ＭＳポエム202
破産者　野村　好宏
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５２号
札幌市東区北15条東16丁目１番５－504号
破産者　首藤　　浩
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２８８号
愛知県尾張旭市柏井町弥栄９番地１　グランドアーツ森林公園502号
破産者　櫻井　和彦
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６９号
愛知県愛知郡東郷町和合ケ丘１丁目２番地７、開始決定時の住所愛知県愛知郡東郷町兵庫２丁目11番地４
破産者　大川　勝平
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８０号
名古屋市守山区金屋１丁目８番８号　グランベール新守山405号
破産者　佐宗　勝也
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７０３号
名古屋市守山区元郷１丁目701番地　大森西住宅３棟303号、開始決定時の住所名古屋市千種区星が丘元町15番23号　ユニーブル第２星ケ丘Ａ－201
破産者　福田松美こと　鄭　　松美
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７６９号
愛知県豊田市司町２丁目19　コーポラスさんご302、開始決定時の住所愛知県東海市横須賀町扇島３番地の７　シティハイツ東海305号
破産者　清水　隆男
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８８７号
名古屋市中村区小鴨町９番地　エランヴィタールＢ２
破産者　後藤　玉明
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５８号
三重県伊賀市柘植町8789番地
破産者　堀　　秋義
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１０４号
神戸市須磨区妙法寺字筆前180番地の１
破産者　丸山　展弘
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６号
鹿児島県志布志市志布志町安楽3633番地２
破産者　川野　秀利
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
北海道帯広市東４条南14丁目１番地５クラックスハイム第３－805号、開始決定時の住所北海道帯広市東５条南４丁目１番地20
破産者　佐々木　章
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
青森県五所川原市姥菴桜木３－４、住民票上の住所青森県五所川原市若葉２丁目６番４号
破産者　奈良岡孝一
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第１５５号
盛岡市上田３丁目11番48号
破産者　田鎖　康誠
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２７号
秋田市高陽青柳町８番16号　ローズコートよしみＢ－102、前住所秋田市川元山下町５番３号　チサンマンション山王南703号
破産者　照山　則子
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部